

令和2年12月中の緊急小口資金等特例貸付の振込みについて

令和2年12月中に緊急小口資金等の振込みができる期限は、福井県社会福祉協議会の振込み手続きの関係上、下記のとおりとなりますのでご注意ください。

記

○**緊急小口資金特例貸付**については、美浜町社会福祉協議会にすべて整った必要書類等が令和2年**12月17日(木)正午まで**に提出のあった分まで。

○**総合支援資金特例貸付**については、美浜町社会福祉協議会で面談等を行い、すべて整った必要書類等が令和2年**12月15日(火)正午まで**に提出のあった分まで。

※上記の期限後に提出のあった分については、令和3年1月4日(月)以降、福井県社会福祉協議会が順次振込み手続きを行います。